

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所研究生受入規程

(2004(平成16)年9月21日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所(以下「研究所」という。)における研究生の受入れ手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で、研究生とは、本研究所において特定の事項について研究を希望する者であり、かつ、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると研究所の長(以下「所長」という。)が認める者をいう。

(受入れ許可の手続)

第3条 研究生として研究所への受入れを志望する者は、所定の願書(別紙様式1)に次の各号に掲げる書類及び検定料を添えて、所長に受入れ許可を願い出なければならない。

- 一 履歴書
- 二 健康診断書
- 三 最終学校の卒業証明書

(選考及び受入れ許可)

第4条 前条の願い出に伴う選考は、その者が研究に従事しようとする研究分野の研究教育職員と協議の上、研究所長が行うものとする。

2 研究所長は、前項の協議により研究生としての受入れが適当と認める場合には、受入れを許可するものとし、その旨を教授会議に報告するものとする。

(受入の時期)

第5条 研究生の受入れは、原則として事業年度の初めに行うこととする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、一事業年度における1年以内の期間とする。ただし、研究生が研究期間の延長を願い出たときは、第4条の規定に準じて許可することができる。

(研究生受入料及び研究指導料の納付)

第7条 研究生として受入れを許可された者は、研究生受入料及び研究指導料を所定の期日までに納付しなければならない。

(検定料、研究生受入料及び研究指導料の額)

第 9 条 研究生の検定料、研究生受入料及び研究指導料の額は、次表のとおりとする。

区 分	検 定 料	研究指導料	研究生受入料
金 額	9,800 円	月額 28,900 円	84,600 円

- 2 一旦納付された検定料、研究生受入料及び研究指導料は返還しない。ただし、研究指導料については次の各号に該当する場合には、経費を返還することができる。
- 一 研究指導料納付後、受入許可日前に受入を辞退する旨申し出があった場合には、既納の全額
 - 二 研究期間中に研究生を辞退する旨申し出があった場合には、既納の金額から申し出のあった当該四半期分までの金額を控除した金額

(研究生の遵守事項)

第 10 条 研究生は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構及び研究所が定める諸規程等を遵守しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、研究生の受入れ等に関し必要な事項は、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、2004 (平成16) 年 4 月 1 日から適用する。